

# 北海道大学大学院公共政策学教育部教育課程連携協議会

## 【委 員】

令和7年2月19日現在

|   | 氏 名                   | 現 職 等                             | 内規第3条 |
|---|-----------------------|-----------------------------------|-------|
| 1 | やまざき みさね<br>山 崎 幹 根   | 教育部長<br>(北海道大学大学院公共政策学連携研究部 教授)   | 第1号   |
| 2 | いわたに のぶ<br>岩 谷 将      | 教育部副部長<br>(北海道大学大学院公共政策学連携研究部 教授) | 第2号   |
| 3 | こやま りさ<br>小 山 里 沙     | デジタル庁戦略・組織グループ<br>統括官付参事官付企画調整官   | 第3号   |
| 4 | かわらもと いちだい<br>瓦 本 一 大 | 一般財団法人さっぽろ産業振興財団<br>事業本部長         | 第4号   |
| 5 | いとう しんじ<br>伊 藤 慎 時    | 株式会社道銀地域総合研究所<br>経済調査部長           | 第4号   |

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

## 【参考】

○北海道大学大学院公共政策学教育部教育課程連携協議会内規【抜粋】

(組織)

第3条 連携協議会は、次に掲げる委員7名以内をもって組織する。

- (1) 教育部長
- (2) 教育部副部長
- (3) 教育部の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であって、当該職業の実務に関し豊富な経験を有するもの
- (4) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者

2 連携協議会の委員の過半数は、前項第3号及び第4号の委員でなければならない。

(任期)

第4条 前条第1項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充又は増員により就任した委員の任期は、前項の委員と同様の任期とする。